

業債第41号(例)
2019年5月7日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行業務局

改元に伴う国債証券等の取扱いに関する件

改元に伴う国債証券およびこれに付属する利札（以下「国債証券等」といいます。）の取扱いについては、財務省からの事務連絡等により、下記^(注1)のとおり取扱う^(注2)こととなりましたので、通知します。

(注1) 下記中、「改元」は2019年5月1日の改元をいい、「前回改元」は1989年1月8日の改元をいいます。

(注2) 「改元に伴う事務処理対応等に関する件」（2019年4月3日付業債第23号）別紙2の2.において財務省と調整中としてお知らせした内容から不変です。

記

1. 改元前に発行した国債証券等（前回改元前に発行したものを含む。）は、従前のままとし、引換えは行わない。
2. 国債証券等における償還期日および利子支払期日は、改元後の日付が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」（前回改元後、改元前の日付が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」）の元号により表示される応当の日付と読み替える。

以上